

離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四條の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額（に同法第三百十四條の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする）とする。

第十八條の三の二 所得割（令第二十四條第二号、第三号口及び第四号に規定する所得割をいう。次項及び第三項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一條の規定による改正前の地方税法第二百九十二條第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四條の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

③ 所得割の額を算定する場合には、通所給付決定保護者又は当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあ

第十八條の三の二 所得割（令第二十四條第二号、第三号口及び第四号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一條の規定による改正前の地方税法第二百九十二條第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四條の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

② (略)

(新設)

るのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四條の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四條の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四條の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第二條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正
 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>改 正 後</p> <p>(令第十七條第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法)</p> <p>第二十六條の三 所得割（令第十七條第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割をいう。次項及び第三項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一條の規定による改正前の地方税法第二百九十二條第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四條の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>(令第十七條第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法)</p> <p>第二十六條の三 所得割（令第十七條第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一條の規定による改正前の地方税法第二百九十二條第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四條の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>

3

所得割の額を算定する場合には、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が地方税法第二百九十二

条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四條の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四條の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四條の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）

第三十八條の二 令第二十九條第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。

（令第三十五條第二号に規定する額の算定方法）

第五十一條の二 令第三十五條第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合に

(新設)

（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）
第三十八條の二 令第二十九條第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。

（令第三十五條第二号に規定する額の算定方法）

第五十一條の二 令第三十五條第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合に

において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。
（令第四十三條の二第二項に規定する額の算定方法）
第六十五條の三 令第四十三條の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六條第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。

において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。
（令第四十三條の二第二項に規定する額の算定方法）
第六十五條の三 令第四十三條の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六條第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）
第三條 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第六條 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 2 第一項の算定に当たつて、支給認定を受けた指定難病の患者又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する支給認定基準世帯員が地方税法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と</p>	<p>第六條 令第一條第一項第二号イ、第三号及び第四号口の所得割の額を合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 (新設) (略)</p>

死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四條の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四條の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四條の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年九月一日から施行する。

(児童福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令による改正後の児童福祉法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の二第二項に規定する〇厚生労働省令第八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六條の十第一項及び第百條第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令

平成三十年八月九日 厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
2	<p>(検査の実施者等)</p> <p>第五十二條の十 法第六十六條の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師</p>	<p>(検査の実施者等)</p> <p>第五十二條の十 法第六十六條の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士</p>

小児慢性特定疾病医療支援に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以後に行われる同法第六條の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給又は施行日以後に行われる同法第七條第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給について適用し、施行日以前に行われた同法第六條の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以前に行われた同法第六條の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給又は施行日以前に行われた同法第七條第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給については、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第一項に規定する障害福祉サービス、同法第二十四項に規定する自立支援医療又は同法第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給について適用し、施行日以前に行われた同法第一項に規定する障害福祉サービス、同法第二十四項に規定する自立支援医療又は同法第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給については、なお従前の例による。

4 (難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この省令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の規定は、施行日以後に行われる難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五條第一項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日以前に行われた同項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。